

「福岡市建築物における駐車施設の附置等に関する条例」に基づく、 駐車を機械式駐車施設で設置する場合の取扱いについて

「駐車場法施行規則の一部を改正する省令」(H27. 1. 1 施行。以下、「本改正省令」という。)により、駐車場法施行令第15条に基づく大臣認定制度の下で、同条に規定する機械式駐車装置の構造・設備と併せて安全機能についても基準が定められ、大臣認定の要件として追加されました。

それを踏まえ、「福岡市建築物における駐車施設の附置等に関する条例」(以下、「条例」という。)に基づく駐車を機械式駐車施設で設置する場合は、以下の取扱いとしますのでご留意してください。

◆機械式駐車施設の大員認定の認定日等について(駐車場法施行令第15条)

○平成28年7月1日以降の機械式駐車施設の設置については、平成27年1月1日(本改正省令施行日)以降に大臣認定(以下、「新大臣認定」という。)を受けたもので、かつ、当該認定書に記載されている有効期限内であることを確認して設置してください。

◆新大臣認定申請中の機械式駐車場で条例申請を行う場合

○条例申請時点では、特殊駐車装置認定申請書に下記書類を添付して提出してください。

- ・旧大臣認定書の写し
- ・立体駐車場工業会への認証申請書の写し(立体駐車場工業会の受付印のあるもの)または、認証証明書の写
- ・立体駐車場工業会への認証申請に添付している図面

○機械式駐車施設を設置する前に、新大臣認定書の写し、図面を添付し、特殊駐車装置認定申請書を再提出してください。

「駐車場法施行規則の一部を改正する省令」(平成27年1月1日施行)

(参考)国土交通省HP「駐車場法施行規則の一部を改正する省令」について
http://www.mlit.go.jp/report/press/toshi09_hh_000025.html

《概要》

- 改正内容は、「安全基準への適合要求の追加」「登録認証機関制度の創設」など
 - 新大臣認定書は、平成27年1月1日から新基準に適合したものを認定
 - 機械式駐車施設は、平成28年7月1日から新大臣認定を受けたものを必ず設置
- ※設置日は、機械式駐車施設の本体部分の設置(据付等)に係る工事の着手日を指す。

<問い合わせ先>

福岡市 道路下水道局 管理部 駐車場施設課
電話 092-711-4443